（湯沢町ふるさと納税）お礼の品取り扱い事業者申込書 兼 誓約書

令和　　年　　月　　日

湯沢町長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （申込者） | 住　所 |  |
| 事業者名代表者名 |  | 印 |

私又は弊社は、円滑な事務の取扱いに努めるとともに、以下の確認事項１に相違ないこと、湯沢町ふるさと納税の趣旨に反する取扱いを行わないこと、また確認事項２について、いずれにも該当しないことを誓約の上、下記のとおり、湯沢町ふるさと納税のお礼の品取り扱い事業者に申し込みいたします。

また、確認事項１に偽りがあった場合、趣旨に反する取扱い又は確認事項２に該当することが明らかと　なった場合には、速やかに届け出るとともに、決定の取り消しなど、湯沢町の行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

１．申し込み事業者情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本情報 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 事業者名 |  |
| 代表者名： | TEL： |
| 住　所 | 〒 |
|  |
| ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ | □なし□あり(URL: 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 営業時間 | （平日） | （土日等） |
| 時　～　　　　　 時 | 時　～　　　　　 時 |
| 休 業 日 | 定休日 |  | 定休日以外お盆・年末等 |  |
| 担当者 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 連絡先 | TEL: |  |
| 氏　名 |  | FAX: |  |
| ﾒｰﾙ: |  |

２．事業者の紹介や説明など（ふるさと納税申込サイトの事業者紹介に掲載する内容）

|  |
| --- |
|  |

３．口座情報（お礼の品代金の支払いを町から受る振込先）

（裏面に続く）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行 ・ 農協信組 ・ 信金 | 支店名 |  | 本店・支店支店・営業所 |
| 口座番号 | 普通・当座 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 口座名義人 |  |

４．商品配送方法について

　どちらかに☑をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ☑ | 内容 |
| □ | 町が選定、委託した配送事業者から配送する。※集荷・配送は町から配送業者へ依頼します。送料は一括して町に請求され、町が支払います。 |
| □ | 自ら集荷・配送を配送業者に依頼し、配送する。 |

５．確認事項１（お礼の品取り扱い事業者の該当要件）

該当箇所に☑をしてください。すべてに☑がない場合は、お礼の品取り扱い事業者として認められません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | No | 内容 |
| □ | ① | **湯沢町民または湯沢町内に事業所・工場・田畑などの拠点を置く法人・団体である。**※湯沢町のPRに大きく寄与する地場産品等だと町が判断した場合は、この限りではない。 |
| □ | ② | **総務省の定める地場産品基準に該当するお礼の品を提供できる。**※お米は湯沢町内で生産されたものに限る。 |
| □ | ③ | **お礼の品にかかる一切の費用を負担できる。** |
| □ | ④ | **町が選定、委託した配送業者での包括配送ができる。****または、自ら集荷・配送を配送業者に依頼し、寄附者に配送できる。** |
| □ | ⑤ | **普段販売している同程度の価格で湯沢町と取引できる。** |
| □ | ⑥ | **商品の品質、発送、クレーム対応等について、責任を持って対応できる。** |
| □ | ⑦ | **申込みサイト等で掲載する画像・文章データを提供できる。** |

６．確認事項２（暴力団等に該当しないこと）

以下のいずれかに該当する場合は、お礼の品取り扱い事業者として認められません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する　　法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

（２）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は　暴力団員を利用していると認められる者

（３）暴力団員と認められる者

（４）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の　維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

（５）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（６）法人にあっては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。７において同じ。）が、自己、　　　自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

（７）法人にあっては、その役員のうちに（３）から（５）までのいずれかに該当する者があるもの